

台湾向け輸出水産食品の新たな規制案の概要等 (2022年7月にSPS通報されたもの※)

※SPS通報：WTO・SPS協定に基づき、各国が貿易に影響がある衛生と植物防疫のための措置を新たに設定したり変更する場合に、他の国に事前に知らせ、コメントの機会を与えること。

台湾は2024年1月1日以降に台湾に輸入される水産食品について、以下を義務付けます。

参照URL <https://www.fda.gov.tw/TC/newsContent.aspx?cid=3&id=28093>

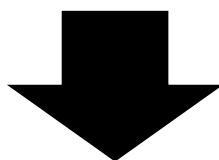
1. **水産食品の取扱施設※¹を輸出国政府を通じて申請し、輸出取扱施設として台湾の承認を受けること**
2. **衛生証明書※¹ ※²を添付すること**

※¹ 次頁参照

※² 様式は協議中です。

現行の貝類の衛生証明書の様式は変更になる見込みです。

現行	
施設認定は不要	(貝類及び貝類加工品のみ) 衛生証明書が必要



2024年1月以降	
台湾の承認が必要	全ての水産食品に 衛生証明書が必要

台湾向け水産食品の輸出取扱施設の承認について

台湾向け水産食品の取扱施設は、輸出国の政府を通じて台湾に施設の承認を申請し、承認を受ける必要があります。

【対象施設】

- 製造加工施設（加工には、洗浄・内臓の除去・凍結処理・包装等を含む。）
- 養殖施設（海面、陸上）
- 水産食品の製造加工を行う船舶（もっぱら漁獲又は運搬を行う船舶を除く。）
- 冷凍庫、冷蔵庫、倉庫

※水産食品の供給過程に関わる施設が対象です。

※第三国から輸入した水産食品を日本で加工し台湾に輸出する場合、第三国における上記施設も台湾の承認を受ける対象です。（第三国から台湾に申請）

台湾向けに輸出実績がある施設情報を農林水産省から台湾に提供し、2024年以降も輸出を継続できるよう交渉中です。

台湾向け水産食品の衛生証明書発行について

【発行様式】（協議中）

- 二枚貝(船長発行又はその他)
- その他(船長発行又はその他)

【発行者】

- 輸出国(又は原産国)の主管庁
- 船舶で漁獲した水産食品を台湾に直接輸送(輸出)する船長
(輸出国の主管庁を経由して台湾に提供する船長リストに記載を要する)

船舶で漁獲した水産食品を台湾に直接輸送(輸出)する可能性のある船長情報を農林水産省から台湾に提供し、2024年以降も輸出を継続できるよう交渉中です。

施設情報と船長情報について、農水省HPにおける各フォームの入力により、情報提供のご協力をお願いします。